

はじめに

はじめに

(1) 計画策定の目的

西宮市には、六甲山系や北摂山系の山並み、大阪湾の海辺、武庫川、夙川などの豊かな自然の恵みのもとに、潤いと落ち着きのある住宅地や文教施設、住宅都市らしい賑わいのある商業・産業地などが広がり、「文教住宅都市・西宮」にふさわしい良好な景観が形成されています。

先人が創り、育み、伝えてきたこの西宮の景観は、過去から現在、そして未来にわたるすべての西宮市民共有の大切な財産であり、現在、私たちはその恩恵を受け、豊かで快適な暮らしを営むことができます。

一方で、現在の私たちの住まいや日々の暮らし、営みも景観の一部であり、景観に対して変化を与えています。このことを再認識し、その変化を適切な方向へと導くことで、先人から受け継いできた「文教住宅都市 西宮」にふさわしい景観を守り、育みながら、次の世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務であるといえます。

そのためには、市民や行政をはじめとしたさまざまな主体が、普段当たり前に目にしている景観の成り立ちや価値を共有し、協働して景観の形成に取り組むことが求められます。

西宮市では景観に関わるすべての人々が、協力して景観づくりに取り組むための指針として平成元年（1989）に「西宮市都市景観形成基本計画」を策定し、平成19年（2007）に改定を行いました。今回、それらの基本的な考え方を継承しつつ、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて計画内容を見直し、「西宮市都市景観形成基本計画（2022改定版）」を策定します。

文教住宅都市宣言

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行いらい、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛をみるにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。

またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪、神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあって、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は、西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに、西宮市は三十万市民のひとしく望むところにしたい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言する。

昭和38年11月3日

兵庫県西宮市

(2) 景観とは

山や川や海、樹木や草花などの自然、建物や道路、広告物などの人工物、そして、そこでの私たちの日々の暮らしや営み、祭り・行事などのハレの姿も含めて、目に見えるものはすべてが景観の構成要素となります。

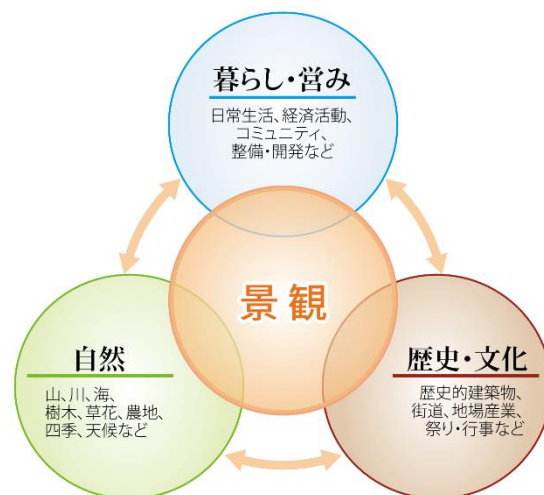
また、目に見えるものだけでなく、音や匂いなどの五感を通して感じられるものも景観を構成する重要な要素となり得ます。さらに、四季の移ろいや天候、時間帯によっても異なる表情を見せます。

つまり、景観とは、「自然」や「歴史・文化」、またそれらに基づく私たちの「暮らし・営み」に関わるさまざまな要素が相互に関係し合うことによって作りだされる環境の総体であり、私たちが目にし、感じることができるまちや地域の表情といえます。

良好な景観は、私たちの暮らしにゆとりや潤いをもたらし、心を豊かにしてくれると同時に、地域への愛着を育むものとなります。また、都市のイメージや地域の魅力を高め、住む人や訪れる人が増え、地域の活性化にもつながります。

“風土に根差し、地域の個性を反映した良好な景観”は、西宮市民のかけがえのない財産です。

● 「景観」の成り立ち



(3) 景観形成にあたって

～ 景観形成の基本姿勢 ～

「景観形成」とは、受け継がれてきた景観を「まもる」、魅力ある景観を新たに「つくる」、そして、それらの景観に磨きをかけて「そだてる」ことを意味します。

そして、“風土に根差し、地域の個性を反映した良好な景観”は、短期間で形成されるものではありません。長い時間の流れの中で、人々がまもり、つくり、そだてることによって、徐々に目に見え、感じられるようになるものです。

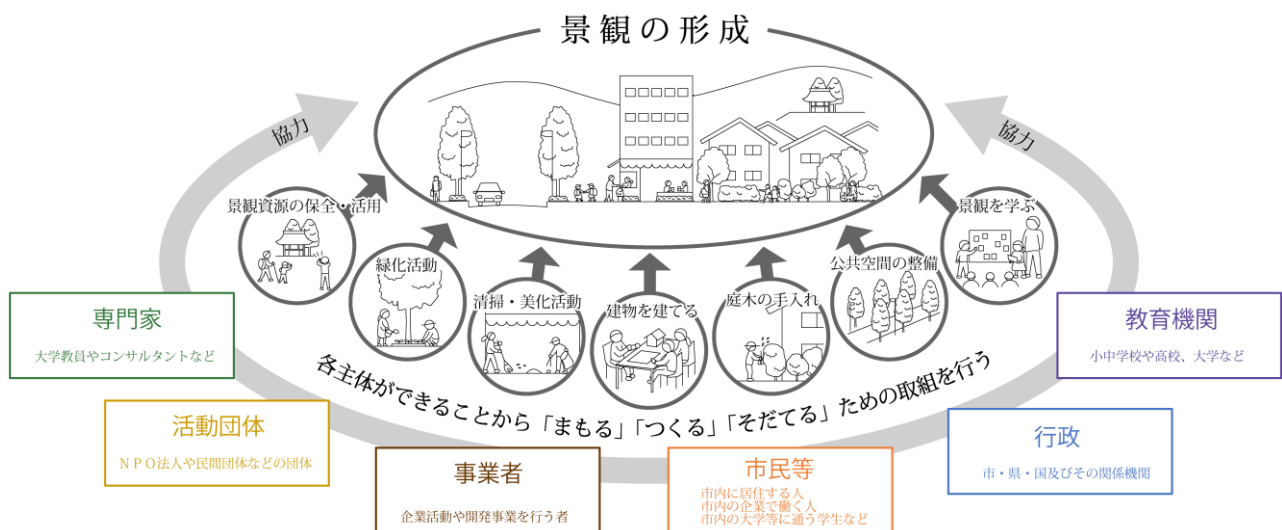
したがって、「まもる」、「つくる」、「そだてる」という3つの基本姿勢のもとに、一人ひとりが景観形成の主体であることを認識して、自分にできることから取り組むこと、そして、景観形成のためのさまざまな活動を楽しみ、積み重ね、継続的に取り組み次世代へ引き継いでいくことが大切です。

～ 景観形成の取組の主体 ～

景観は、建築物、広告物、道路や鉄道、街路樹の緑など、さまざまな要素で構成されており、これらのものをつくり、維持・管理し、暮らし・営みの場として利用しているいろいろな立場の人が関わって形成されています。

したがって、景観形成に関わる一人ひとりが、それぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組む必要があります。

特に西宮市の景観は、市内に居住する人や市内の企業で働く人、市内の大学等に通う学生などの「市民等」や、企業活動や開発事業を行う「事業者」に加え、NPO法人や民間団体などの「活動団体」や小中学校や高校、大学などの「教育機関」といった、文教住宅都市を反映した多様な主体が関係することが特徴です。これらの各主体と「専門家」や「行政」が相互に連携・協力し合いながら取り組むことが、「文教住宅都市 西宮」にふさわしい、良好な景観を形成する鍵であるといえます。



～ 「近景」・「中景」・「遠景」への配慮 ～

景観は、視点（ひと）と視対象（見る対象）の距離によって、「近景」・「中景」・「遠景」に区分でき、これらによって、景観の見え方も大きく異なります。

「近景」は身近な景観、「中景」はまちなみなどの地区の景観、「遠景」は眺望などの都市イメージをつくる景観といえます。

景観形成にあたっては、建物のデザインや庭木・生垣のつながりなどがつくる「近景」や「中景」を美しいものにするだけでなく、建物や広告物によるスカイラインや色合いなどが、「遠景」として遠くから見られていることにも配慮することが大切です。

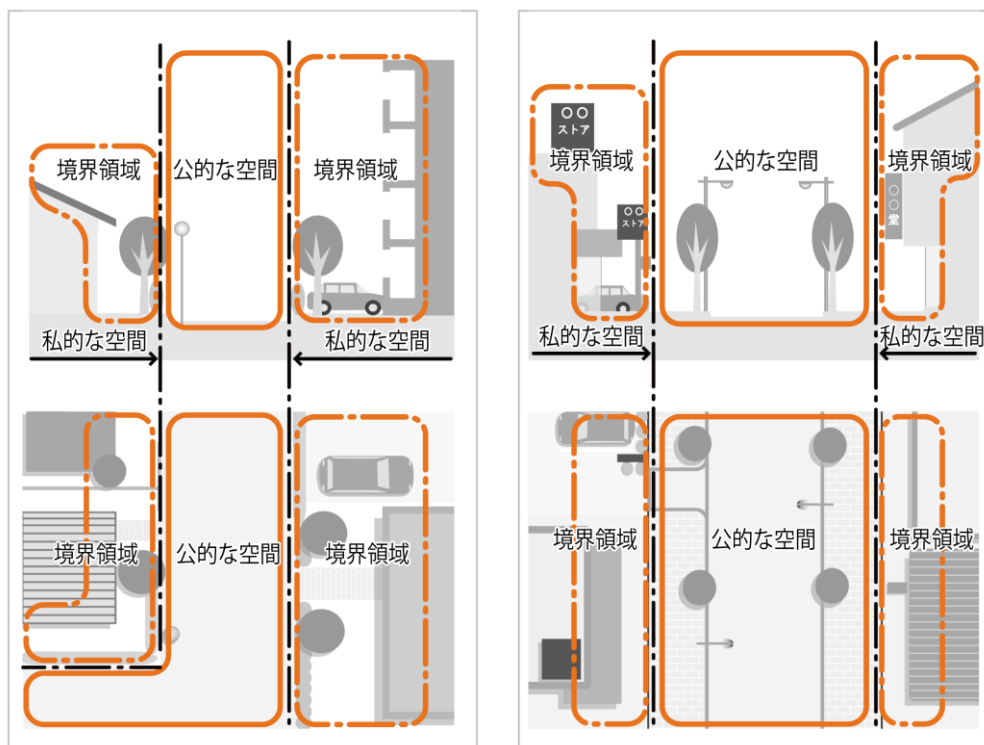


～ 景観形成の対象とする領域 ～

道路や広場、河川や山並みなどの市民に共有される「公的な空間」と、公的な空間から見える民間の建物や前庭・塀・庭木・生垣、広告物などの私有地の部分「境界領域」の両方を景観形成の取組の対象とします。また、この「境界領域」は半公的領域（公的な空間に直接面し、または見える領域）と半私的領域（隣接する敷地相互の境界などで隣地に対して景観配慮が必要な領域）に分かれます。

境界領域の連なりは、まちなみに大きく影響するため、私有地ではあっても、公共性が高く、公的な空間とともに景観形成にはとても重要です。

一人ひとりがそれぞれの境界領域について、公共性を理解し、まちなみの一部となることを意識することが、美しいまちなみづくりの第一歩です。



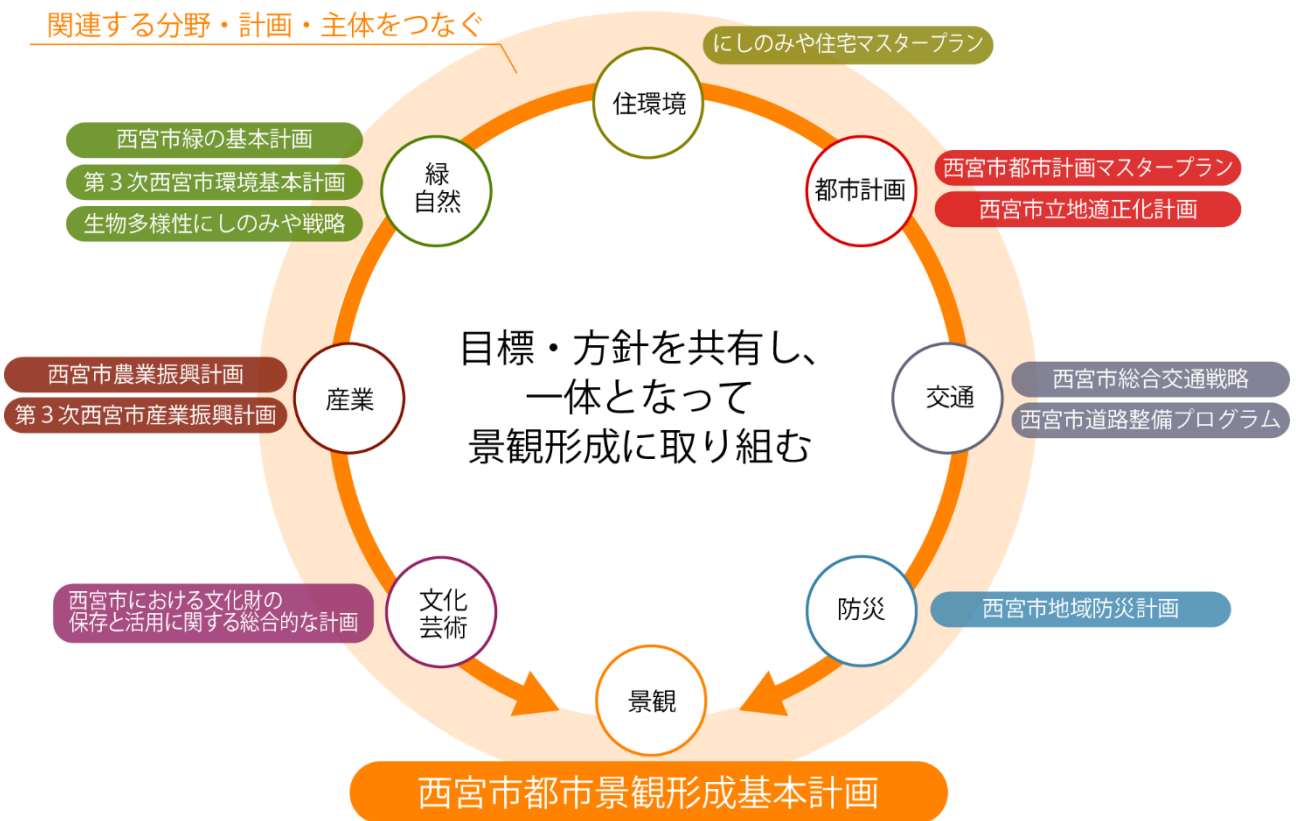
(4) 計画の位置づけ

景観は「自然」、「歴史・文化」、「暮らし・営み」が創り出す環境の総体であることから、景観に関連する分野は多岐にわたり、関連計画も数多くあります。また、景観形成には、市民・事業者・行政をはじめとしたさまざまな主体が関わっています。

したがって、良好な景観形成のためには、それらの各分野・各主体が目標や方針を共有し、同じ方向を向いて取り組んでいくことが求められます。

「西宮市都市景観形成基本計画」は、景観形成の方向性を示すマスタープランであり、「景観」の視点から、さまざまな分野、主体をつなぎあわせていくための計画です。

● 西宮市都市景観形成基本計画の位置づけ



① 西宮市における景観行政

西宮市では、昭和 63 年（1988）4 月に西宮市都市景観条例（旧条例）を制定し、景観に大きな影響を及ぼす大規模行為の届出制度を開始するなど、都市景観の形成に向けた本格的な取組を開始しました。平成元年（1989）4 月には、『西宮市都市景観形成基本計画』（1989 年計画）を策定し、美しい都市づくりに向けた取組の方向性を示し、旧条例による取り組みだけでなく、都市計画法に基づく「地区計画」や、西宮市環境保全条例（現「自然と共生するまちづくりに関する条例」）に基づく「保護樹木」・「景観樹林保護地区」の制度など、関連する施策と連携しながら景観形成に係る各種施策を実施してきました。

平成 16 年（2004）6 月の景観法の制定などを受けて、平成 19 年（2007）3 月には 1989 年計画を見直し、『西宮市都市景観形成基本計画』（2007 年計画）を改定しました。そして、平成 21 年（2009）5 月には、景観法に基づく『西宮市景観計画』を策定し、同年 7 月には全面改正した「西宮市都市景観条例」（新条例）を制定するなど、西宮市の景観行政は、法による実効性を備えながら、新たな段階へと移行してきました。

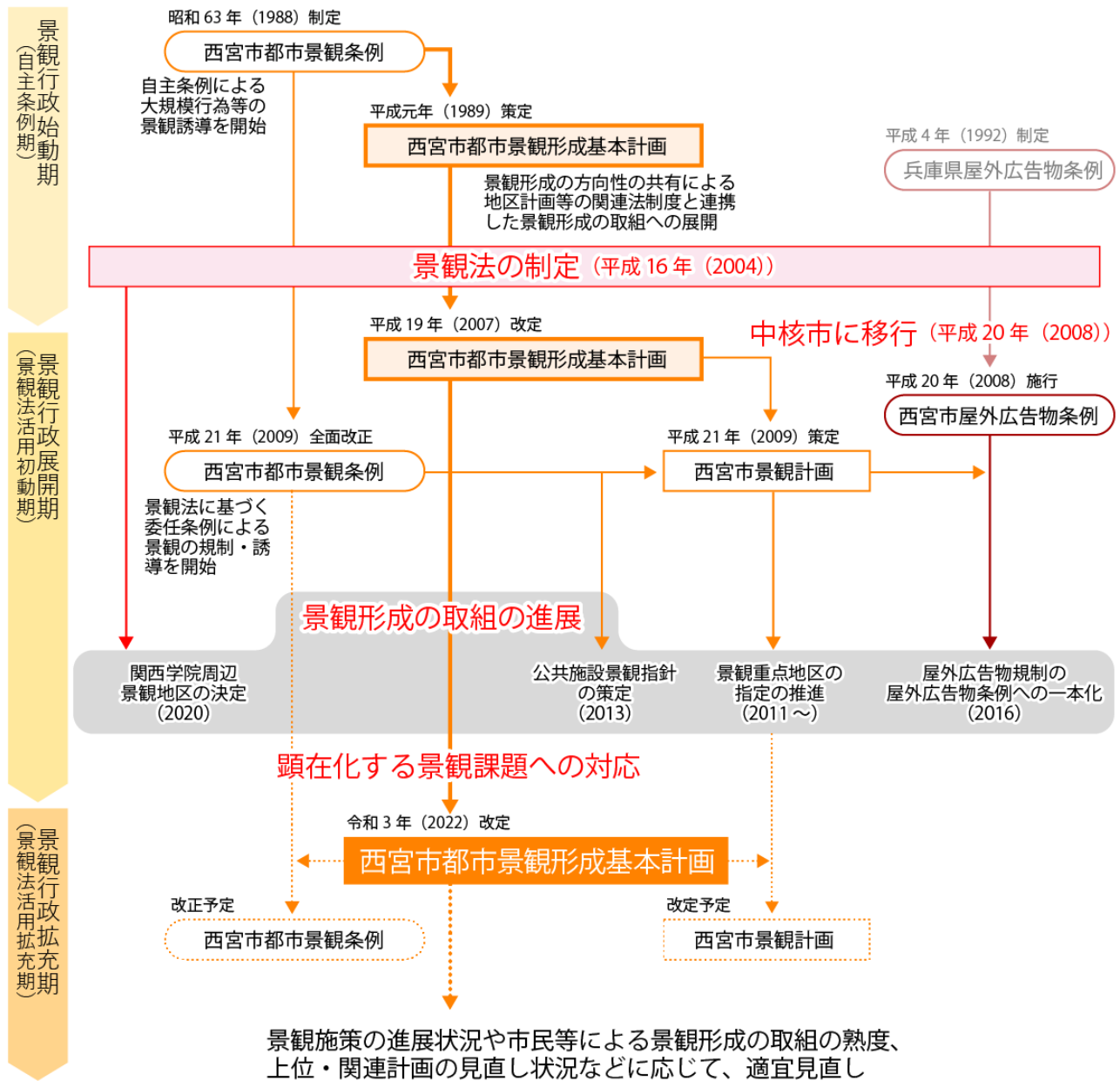
新条例に創設された景観重点地区は、平成 23 年（2011）10 月の甲陽園目神山地区を皮切りに 6 地区の指定を行いました。また、平成 25 年（2013）7 月には『公共施設景観指針』を策定し、平成 28 年（2016）には屋外広告物の景観計画基準を西宮市屋外広告物条例許可基準へ一本化、平成 30 年（2018）12 月には「西宮市まちなみまちづくり基本条例」の制定、令和 2 年（2020）6 月には関西学院周辺景観地区の決定など、景観形成に係るさまざまな取組を展開してきています。

一方で、景観の規制・誘導やさらなる実効性の向上、西宮の都市イメージを形成する眺望景観の保全・形成、市民等の景観に対する意識向上啓発のさらなる必要性など、景観形成に関する新たな課題も顕在化してきています。

本計画は、このような景観形成に係る取組の進展や顕在化する景観課題への対応の必要性や、社会状況の変化を踏まえて、これまでの計画（1989 年計画・2007 年計画）の考え方を踏襲しつつ、今後の西宮市における景観形成をより一層推進するために必要となる事項を追加し改定するものです。また、本計画に基づいて、今後、関連する条例や計画等についても改正を行っていくことを予定しています。

景観形成は短期間で完結するものではなく、様々な状況変化に合わせた継続的な取組の積み重ねが求められることから、本計画は、適宜見直しを行い成長させていくものとします。

● 西宮市の景観行政の展開経緯と本計画の位置づけ

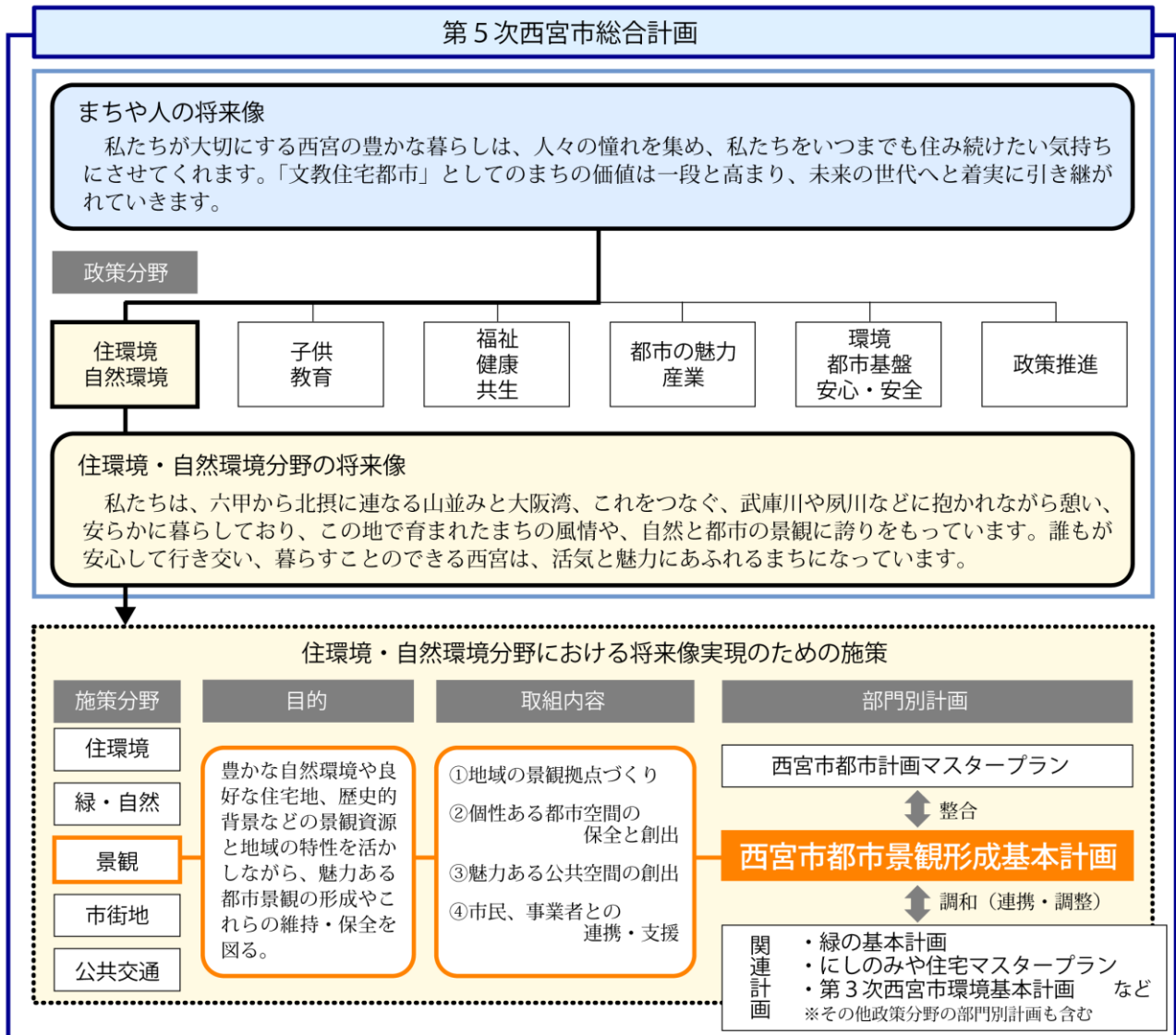


② 『第5次西宮市総合計画』における位置づけ

『第5次西宮市総合計画 基本構想』では、「文教住宅都市」としてのまちの価値を一段と高め、未来の世代へと着実に引き継いでいくことを将来像に掲げ、6つの政策分野から施策を展開することとしています。このうち、「住環境・自然環境」分野における施策分野の一つとして「景観」をあげており、“魅力ある都市景観の形成・維持・保全を図る”ための計画の一つとして、本計画を位置づけています。

総合計画に示す将来像の実現に向けて、『西宮市都市計画マスタープラン』との整合や『緑の基本計画』、『にしのみや住宅マスタープラン』、『第3次西宮市環境基本計画』などの関連計画との連携を図りながら、本計画に基づく景観部門に係る取組を推進していくことが求められます。

● 第5次西宮市総合計画における本計画の位置づけ



③ 景観法・西宮市景観計画等との関係

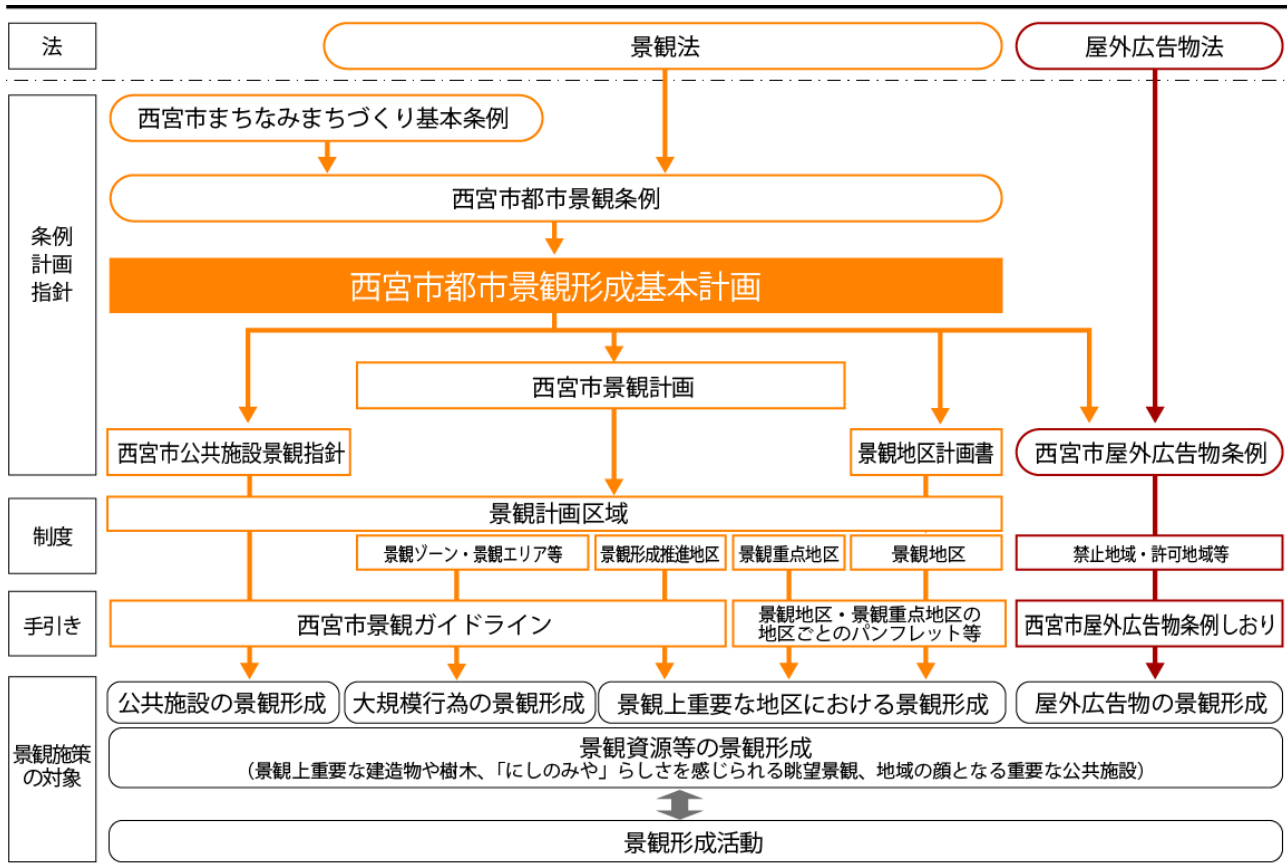
本計画は、西宮市都市景観条例に基づき、西宮市における都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な考え方を示したマスタープランです。

具体的な景観形成は、本計画を踏まえた上で、『西宮市景観計画』（景観法／西宮市都市景観条例）や『公共施設景観指針』（西宮市都市景観条例）、「西宮市屋外広告物条例」などに基づいて実施していきます。

『西宮市景観計画』は、景観法に基づく法定計画として大規模な建築行為や景観重点地区の景観の規制・誘導などを実施します。『公共施設景観指針』は、道路、公園、河川・水路などの都市基盤施設の景観形成を図るために定めるものです。これらの景観の規制・誘導にあたっては、景観形成基準の内容や推奨されるデザインなどを具体的なイメージにより分かりやすく解説する『西宮市景観ガイドライン』などの手引き書を別途作成し、その実効性や効果を高めていきます。

なお、「西宮市屋外広告物条例」については、条例や規制内容を解説する『西宮市屋外広告物条例しおり』を作成して運用しています。

● 景観法・景観計画等との関係を踏まえた位置づけ



(5) 本計画の構成と使い方

本計画は、「第1部 景観形成の考え方」、「第2部 景観形成の進め方」の2部構成です。

第1部 景観形成の考え方

【構成】

「1-1 西宮市の景観」では、景観の成り立ちや景観特性、景観の課題といった西宮市の景観の基礎的部分を整理します。

「1-2 全体構想」では、西宮市が目指す景観像と基本方針、そして、その実現に向けて目指す景観構造を示した上で、景観構造を構成する要素ごとに景観形成の考え方を示します。

「1-3 地域別構想」では、全体構想を踏まえ、より身近な取組から景観形成を推進していくために、市内9地域ごとに景観形成の考え方を再整理して示しています。

【使い方】

「1-1 西宮市の景観」の各項目は、景観形成に関わる各主体が西宮市の景観について学び、理解を深めるための項目です。同項目を活用して、西宮市の景観の特徴や課題などを共有するとともに、同項目をより分かりやすく再整理し、学校教育や生涯学習の教材へと再編して景観形成の担い手となる人材育成に活用していくことも想定されます。

「1-2 全体構想」と「1-3 地域別構想」は、各主体が建築行為や事業、活動等を実施する際に、西宮市が目指す景観やそのために必要な取組の方向性を共有し、どのようなことに配慮しながら取組を進める必要があるかを考え、工夫する際の手掛かりとして活用していきます。

第2部 景観形成の進め方

【構成】

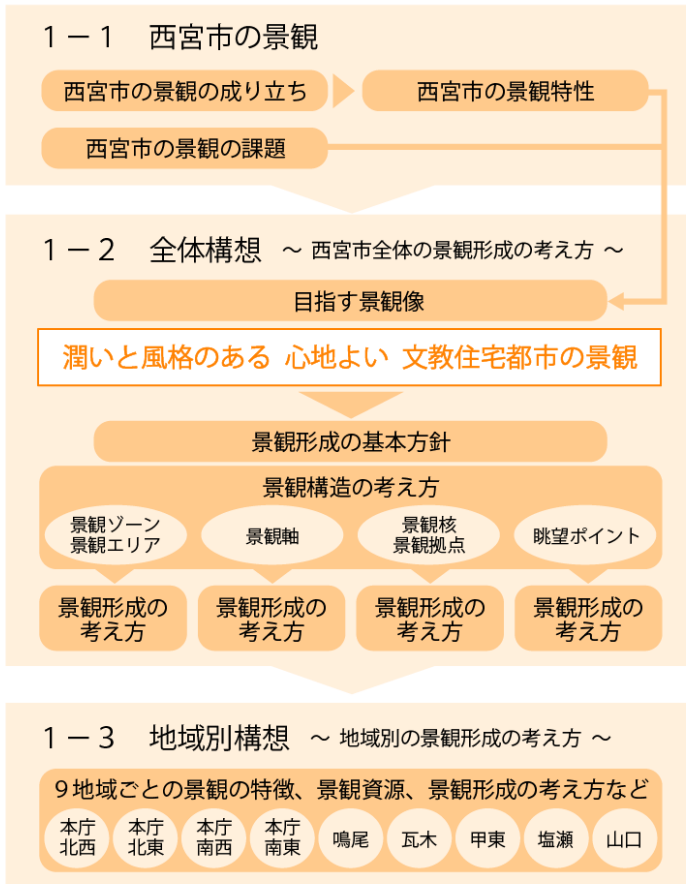
第1部の「景観形成の考え方」に基づいて具体的な景観形成の取組を推進していくために、「2-1 景観形成の展開イメージ」において、各主体が果たすべき役割と協働による取組を推進していくための体制整備の方法を示すとともに、本計画をもとに実施する景観形成の展開方法を示します。景観形成の展開方法は、「2-2 基盤となる景観形成」、「2-3 重点的な景観形成」、「2-4 景観形成活動の推進」の3層で構成しており、それぞれの景観形成の具体方策や施策の方向性を示しています。

【使い方】

本計画に基づいて実施する西宮市の景観施策を円滑かつ効果的に推進するために、景観形成に関わる各主体による景観施策の必要性や内容の理解と各種施策の相互協力を図るために活用していきます。

また、市民等が景観形成活動を企画する際に、活用できる制度や事業などを検討するなど、取組の手掛かりとなるものとして活用していきます。

第1部 景観形成の考え方



市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

西宮市全体の景観について、学び、理解を深める

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

西宮の景観の特徴を伝え、次世代の担い手を育成する

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

建築行為や広告物の掲出、開発事業などの際に、景観形成の方向性を確認して工夫する

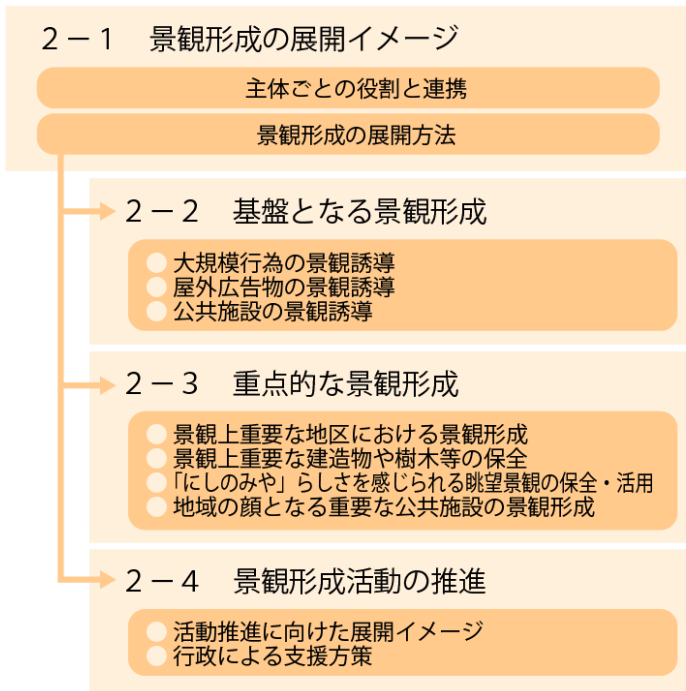
市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成活動を行う際に、景観形成の方向性を確認して、共有する

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

地域の景観などの身近な景観について、学び、理解を深める

第2部 景観形成の進め方



市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成活動に取り組む際の手がかりとする

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成にあたっての自分の役割を認識し、景観施策の必要性・内容を理解する

【想定される主な主体】

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政